

アパート経営者の皆様へ新サービスのお知らせ

アパートなどの共同住宅における水道料金についての

「各戸検針・料金徴収サービス」の
ご案内

★ 平成17年12月1日から★

～各戸検針・料金徴収サービスを開始しました。～

1 各戸検針・料金徴収サービスとは

このサービスは、アパート等の共同住宅において企業団が各戸ごとに水道メータの検針を行い、各入居者から水道料金等の徴収を行う制度です。

水道の使用開始・中止等の届出、料金支払や退居時の料金精算など、共同住宅の各戸を一戸建て住宅と同様に取扱致します。

2 各戸検針・料金徴収のメリット

- ① 企業団が各戸ごとに水道メータを検針し、各入居者が使用した水量に応じ料金を直接企業団へお支払いいただくので、水道料金についてのわかりにくさがございません。
- ② 各入居者から直接企業団へ入居・退居のご連絡をいただき、退居時の料金清算もすべて企業団でおこないます。
- ③ 水道メータは計量法により8年ごとに取替なければなりません。企業団のメータを各戸に取り付けることにより取替も企業団がおこないます。また故障等についても責任をもって対応いたします。
- ④ 親メータの一括検針及び集中検針方式から各戸検針に切り替える場合には、各戸メータを無償譲渡していただき、取替などの維持管理を企業団でおこないます。
- ⑤ 共同住宅を新設される場合に、各戸検針をご希望されれば、各戸に企業団のメータを設置します。

3 各戸検針・料金徴収が適用される条件とは

- ① 共同住宅の各戸及び共用栓等に企業団のメータ（以下「各戸メータ」という。）が設置できること。
- ② 各戸及び共用栓等に設置される各戸メータ及び各戸メータ周辺の設備等については、企業長が別に定める設置基準に適合したものであること。
- ③ 共同住宅の居住者全員が各戸検針・料金徴収取扱の対象であること。
一部の適用はできません。
- ④ 店舗併設の共同住宅の場合、建物に対し住宅部分が6割以上であること。
ただし、店舗部分全体の使用水量を量るためのメータを設置する場合は、その限りではない。
- ⑤ 「中・高層住宅の各戸検針、集金等の取扱申請」又は、「共用料金適用申請」により契約をされた共同住宅の所有者等のうち企業長に私設メータの無償譲渡を行った者。
- ⑥ その他企業長が認めるもの。

※ 申請は各戸検針、料金徴収取扱申請書（様式第1号）又は、私設メータ譲渡申請兼各戸検針、料金徴収取扱申請書（様式第2号）に次の関係書類を添付して行う。

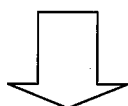
- (1) 管理人選定（変更）届（様式第3号）
- (2) 入居者名簿及び同意書（様式第4号）
- (3) 給水装置及び受水槽以下装置の設備図
- (4) その他企業長が必要とする書類

★ 上記の条件に適合すれば、各戸検針・料金徴収がご利用できます。★

4 各戸検針・料金徴収の申請から適用までの流れ

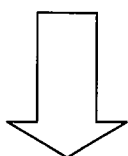
(1) 共同住宅を新築する場合

1. 所有者からの申請



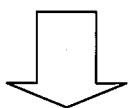
※所有者様からの申請が必要ですので、給水申込みと同時に所有者様のお名前で企業団へ申請してください。

2. 企業団で適合の確認



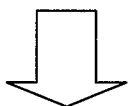
※新築する共同住宅が、各戸検針の適用条件に適合していることが必要ですので、企業団に申請を行い、適・否の確認をしてください。

3. 企業団のメータ設置



※各戸検針の申請に基づき、適用条件に適合していれば各戸に企業団のメータを設置します。

4. 企業団による検査



※給水装置の竣工検査と同時に各戸取付メータの指数の確認を行います。

5. 各戸検針の取扱開始

(例)

分担金 各戸数：10戸の場合

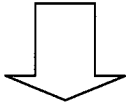
親メータ 40mm×1 →免除

各戸メータ 20mm×10→420,000円

分担金総額 420,000円

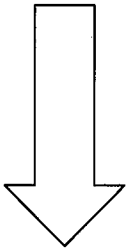
(2) 親メータ検針・料金徴収から各戸検針・料金徴収へ切り替える場合

1. 所有者からの申請



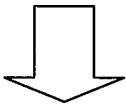
※所有者様からの申請が必要です。所有者様のお名前で企業団へ申請してください。

2. 企業団が施設調査



※共同住宅が、各戸検針の適用条件に適合していることが必要ですので、1の申請に基づき、企業団が施設を調査します。ここで適用条件に適合しない部分がある場合には、どの部分が適合していないのか、どう改善すればよいかをお知らせします。

3. 企業団のメータ設置



※各戸検針の申請に基づき、適用条件に適合していれば各戸に企業団のメータを設置します。

4. 各戸検針の取扱開始

(例)

分担金 各戸数：10戸の場合

親メータ 40mm×1 →219,450円

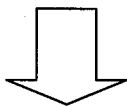
子メータ 20mm×10→420,000円

$420,000 - 219,450 = 200,550$ 円

分担金総額 200,550円

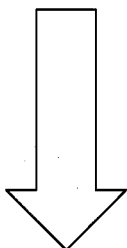
(3) 遠隔指示式量水器設置による集中検針から、各戸検針・料金徴収へ切り替える場合

1. 所有者からの申請



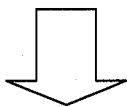
※所有者様からの申請が必要ですので、所有者様のお名前で企業団へ申請してください。

2. 企業団が施設調査



※共同住宅が、各戸検針の適用条件に適合していることが必要ですので、1の申請に基づき、企業団が施設を調査します。ここで適用条件に適合しない部分がある場合には、どの部分が適合していないのか、どう改善すればよいかをお知らせします。

3. 企業団のメータ設置



※各戸検針の申請に基づき、適用条件に適合していれば各戸に企業団のメータを設置します。

4. 各戸検針の取扱開始

5 差水量とは

給水装置の最上流に設置された量水器（親メータ）によって計量された指示量が各戸メータ指示量の総和に増減の差が生じること。

6 差水量の料金徴収について

(1) 給水装置の最上流に設置された量水器（以下「親メータ」という。）によって計量された指示量が各戸メータ指示量の総和より多い場合は、所有者等からその差水量に対する料金相当額（以下「差水量料金」という。）を徴収するものとする。ただし、各戸メータ指示量の総和が親メータの指示量より多い場合の差水量料金は還付しないものとする。

(2) 前項の差水量は、親メータの指示量に4パーセント（転移流量以上、使用最大流量以下の流量範囲の使用公差。以下同じ。）を乗じて得た水量以上の場合に該当するものとする。この場合において 1 m^3 以下の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、差水量料金は差水量全水量から親メータ指示量の4パーセント相当の水量を差し引いた残りの水量（以下「料金算定水量」という。）に条例第28条の表に定める超過料金のうち 1 m^3 当たり最も高い料金を乗じて得た額に消費税相当額を加算して徴収する。

(3) 前項の差水量料金は、料金算定水量が 10 m^3 未満の場合、免除することができる。

(4) 分譲マンション等において、差水量料金の請求先が明確でないときは、当該共同住宅に居住している各使用者に均等して請求するものとする。

7 水道料金等の未納者に対する措置

(1) 指定する納付期限までに各戸使用者が料金等を納付しないときは、所有者等は完納させる義務を負うものとする。

(2) 前項の規定にかかわらず各戸使用者に料金等の未納が生じたときは、当該使用者の給水を停止することができる。

8 契約の変更及び解除

- (1) 条例及び要綱、その他関係法令等に変更があった場合はその内容に適合するように契約を変更するものとする。
- (2) 契約の相手方が要綱又は契約条項に違反する行為をし、企業長の指摘を受けても速やかにこれを是正しないときは、契約を解除することができる。
- (3) 契約を解除した後の料金等は、親メータにより計量した指示量で所有者等又は管理人から一括して徴収する。
- (4) 前三項の規定により所有者等及び各戸使用者に損害が生ずることがあっても企業長はその責を負わない。

9 契約の期間

契約の期間は、本契約の日から起算して1年とする。ただし、本契約期間満了前2ヶ月までに企業長又は所有者から別段の意思表示がないときは本契約を更新したものとみなし、更に1年間継続するものとする。その後においてもまた同様とする。

10 各戸検針・料金徴収に関するQ&A

(1) 各戸検針・料金徴収の申請について

Q：各戸検針・料金徴収の申請は誰でもできますか？

A：共同住宅全体を各戸検針の対象としますので、所有者からの申請が必要です。各戸入居者から個別での申請はできません。

Q：施設の入口がオートロック式の場合、立入方法の届けが必要ですか？

A：はい。検針・料金徴収業務や退居時の清算業務に必要ですので、必ずお届ください。入館方法をお教えいただいた後の情報管理も厳重に行いますのでご協力お願いします。また、立入方法に変更がある場合には、必ずお届ください。

Q：管理人は誰にすればいいのですか？また、その内容は？

A：管理人には共同住宅の管理会社等がなられることが多いようですが、所有者様が兼任されてもかまいません。また内容は、

- ① 親メータによって計量された指示量が各戸メータ指示量の総和より多い場合は、その料金相当額を負担すること。
- ② 各戸使用者の水道使用開始及び使用中止届並びに水道料金等の精算に関すること。
- ③ 親メータ及び各戸メータを常に清潔にし、かつ、検針し易い状態に保持すること。
- ④ 受水槽以下装置の維持管理及び水質の保全について、一切の責任を負うこと。
- ⑤ 受水槽等の清掃及び定期点検を行う場合、企業長に貯水槽清掃用水使用届けにより届出を行うこと。

(2) 各戸検針・料金徴収できる共同住宅について

Q：住居の戸数に制限はありますか？

A：独立した住居で2戸以上あれば何戸でも各戸検針できます。

Q：店舗や事務所が併設されている共同住宅も各戸検針できますか？

A：各戸検針できます。ただし、店舗部分と住宅部分の使用水量を分けて計量する必要がありますので、店舗部分全体の使用水量を計量できる場所にメータが設置できる構造であることが必要となります。

(3) 料金について

Q：料金の支払方法は？また、支払日はいつですか？

A：料金の支払方法は、口座振替又は納付通知制（金融機関・コンビニエンスストアでのお支払）があります。支払日について、口座振替は検針月の翌月の15日が振替日（15日が土・日・祝祭日の場合は翌営業日）、また納付通知制は翌月の15日が支払期限（15日が土・日・祝祭日の場合は翌営業日）となります。

※口座振替の手続きは各金融機関でお願いします。

(4) 親メータ検針から各戸検針・料金徴収へ切り替える場合

Q：施設の基準（受水槽以下基準検査）に適合しない部分がある場合はどうするのですか？

A：例えば、メータ手前に散水栓があるとします。これでは水道料金にあらわれませんので散水栓用のメータが設置できるように改造しなければなりません。改造に必要な工事費は所有者等の自己負担になります。

(5) 各戸メータについて

Q：自分で付けた各戸メータは必ず譲渡する必要があるのですか？

A：はい。各戸検針のサービス開始後に、取替や故障対応等の維持管理を企業団が行うために、ご自分で付けられた私設メータを企業団へ譲渡していただく必要があります。

Q：貯水槽の維持管理は必要なのですか？

A：1年以内に1回以上の貯水槽内部の清掃と、定期的に貯水槽の施設及び給水栓の水に異常がないかを点検していただくことが必要です。